

## 資料 4

事務連絡  
平成27年1月28日

各 所 属 長 様

木津川市男女共同参画推進会議  
会長（市長） 河井規子

木津川市男女共同参画の推進における女性委員の登用について（依頼）

木津川市男女共同参画推進条例第10条に、「市は、法令等により設けられた委員、委員会、審議会、審査会及びこれらに準ずるもの構成員の任命又は委嘱については、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均等を図るよう努めるものとする」と規定しています。

男女共同参画社会の形成にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に行い、女性と男性それぞれの意見が活かされた地域社会づくりを進めていく必要があります。

本市の「男女共同参画計画」では、委員会・審議会等における女性委員の割合の目標を、平成26年度までに35%になるよう設定しており、平成26年4月現在、32.9%の登用率をみているところです。

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、女性委員のいない委員会・審議会等を解消する取り組みを進めているところです。

つきましては、貴所属内における委員等の選考の際には、女性委員の登用の推進について積極的な取り組みをお願いします。